

都市構造再編集中支援事業 寒河江公園多目的運動広場整備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付き）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。

1 工事の実施形態

(1) 本工事は、国土交通省が提唱する **i-Construction** に基づき、**ICT** 施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する **ICT** 活用工事である。

本工事における **ICT** 施工技術の活用は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工において、以下の①～⑤の全ての段階で **ICT** 施工技術を活用することとし、詳細については特記仕様書によるものとする。但し、現場条件により、**ICT** 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施しても **ICT** 活用工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ **ICT** 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データ納品

・**ICT** 建設機械

(2) 3次元 **MC** または3次元 **MG** 建設機械

なお、**MC** とは「マシンコントロール」、**MG** とは「マシンガイダンス」の略称である。

2 入札参加資格

- (1) 「寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、当該工事の公告の日から入札の日までの間に、指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「監理技術者講習修了証を有すること」には、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有すること及び平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた場合における、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有することを含む。
- (3) 公告で指定された期限までに入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料を提出しない者は、本入札に参加することができない。

3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料は無断で使えない。

- (3) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 提出期限以降における入札参加申請書、入札参加資格確認申請書又は入札資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札資格確認のため必要な資料の追加提出を求めることがある。
- (6) 入札参加資格の確認は、入札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。落札候補者で入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。
- (7) 山形県が発行している ICT 活用工事実績証明書（工種問わず。）の写しを入札参加手続きの際に提出すること。
- (8) 共同企業体で入札に参加する場合は、特定共同企業体協定書・特定共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書・委任状の提出を行うこと。

4 配置予定技術者

- (1) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 配置予定技術者で「1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること」とは、土木一式工事に関し、1 級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者をいう。
 - ② 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (2) 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。ただし、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できない事由が、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (3) 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該工事に係る申請書の取り下げ、又は入札の辞退を行うこと。
- (4) 確認資料の配置予定の技術者の施工経験における職名は、現場代理人若しくは主任技術者又は監理技術者の職名を記載すること。
- (5) 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、この工事の契約時までには、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡しが見込みである場合はこの限りでない。

5 設計図書の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

(2) 閲覧及び貸出し期間

入札公告の日から入札の前日まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 閲覧の場所及び貸出しの場所

寒河江市役所 建設管理課 建設総務係

寒河江市ホームページ上

※ ホームページに掲載された設計図書等のファイルは、パスワードが設定されているため、設計図書等閲覧申請書（様式第5号）によりパスワードの交付を受けること。

6 設計図書等に対する質問

(1) この入札説明書及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い書面で提出すること。

イ 受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月15日（金）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ロ 提出場所

5（3）に記載の場所

ハ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。

イ 閲覧期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月18日（月）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ロ 閲覧場所

5(3)に記載の場所

7 入札の延期、中止等

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。

(2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。

8 入札及び開札

(1) 入札は持参によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 積算内訳書の額と入札書の額が違う入札（最初の入札に限る。）
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 明らかに連合によると認められた入札
- (9) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

10 落札者の決定方法

- (1) 入札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格のないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は、入札日から起算して原則として3日以内（市の休日を除く。）に行う。

- (2) 入札執行の日までに入札参加資格の確認ができたときは、当該入札会場で落札者を決定する。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る価格の入札者については、寒河江市契約審査委員会規定に基づき審査したうえで落札者を決定する。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない寒河江市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札予定者を確定する。

11 その他

- (1) 保証契約に基づき前払金、中間前払金を支払う。
- (2) 入札参加申請書、入札参加資格確認申請書又は入札資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、寒河江市建設請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 積算内訳書の提出範囲は内訳書までとし、入札会場にて執行者の指示により提出すること。また、提出書類はコピー等の写しとし、手書き原稿は認めないものとする。

なお、低入札調査基準価格を下回った場合、この積算内訳書により調査を行うものとする。

- (4) 低入札調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者は、この調査に協力しなければならない。
- (5) 最初の入札書の額は、積算内訳書の額と同額でなければならない。